

(別紙) 新旧対照表

新	旧
<p>(7-1 ページ)</p> <p>■ 良好な居住及び都市機能施設立地環境形成のための基盤整備</p> <p>◇ 空き家、空き地等の活用</p>	
<p>・ 空き家、空き地等の低未利用地を活用した居住促進、賑わいの創出</p> <p>① 低未利用土地の有効活用のための指針</p> <p>【低未利用土地利用指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き地、空き家等の低未利用土地の有効活用を促します。また、複数ある低未利用土地の利用権の交換、集約や区画再編をするなど、一敷地とすることにより、活用促進につながる場合、低未利用土地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートすることなども検討します。 ・ 都市機能誘導区域内では、オープンカフェや広場など、誘導施設等の利用者の利便性を高める施設として、また、居住誘導区域内では、既存住宅のリノベーションや良好な居住環境整備のための敷地統合等により、低未利用地を利用することを推奨します。 <p>【低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域の設定：都市機能誘導区域又は居住誘導区域 ・ 促進すべき権利設定等の種類：地上権、賃借権、所有権等 ・ 立地を誘導すべき誘導施設等：都市機能誘導区域での誘導施設、居住誘導区域での住宅 等 <p>② 立地誘導促進施設協定に関する事項</p> <p>【対象とする区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市機能誘導区域（都心地区） <p>【立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちなかの賑わいや憩いの空間の創出、誘導施設の立地誘導を促すため、区域内の一団の土地所有者等の全員合意により、広場や緑地、通路など、居住者や来訪者等の利便性の増進に寄与する施設の整備や管理が図られるよう支援します。 	<p>・ 空き家、空き地等の低未利用地を活用した居住促進の可能性検討</p>

新

旧

(7-2 ページ)

◇ 国の制度・支援の活用

・低未利用土地権利設定等促進計画制度の活用

低未利用土地の地権者等と利用希望者とを行政が能動的にコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成することができる。

【支援措置】

- ・登録免許税：計画に基づく土地・建物の取得等について税率を軽減
⇒ 地上権等の設定登記等（本則1%→0.5%）
所有権の移転登記（本則2%→1%）
- ・不動産取得税：計画に基づく一定の土地の取得について軽減（課税標準の1/5控除）

・立地誘導促進施設協定制度の活用

交流広場や地域の催しを情報提供する広告塔など、地域コミュニティやまちづくり団体（土地所有者等）が共同で整備・管理する空間・施設（コモンズ）について、地権者合意により協定を締結（都市再生推進法人などが管理）

【支援措置】

- ・固定資産税：協定に基づき整備・管理する公共施設等（道路・広場等）について、都市再生推進法人が管理する場合に課税標準を2/3に軽減（5年以上の協定の場合は3年間、10年以上の協定の場合は5年間）